

# 平成25年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成25年2月4日（月曜日）

---

## 出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	尾崎利一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	関田正民君	委員	東口正美君
委員	中間建二君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（1名）

議長 尾崎信夫君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

## 出席説明員（4名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君

## 会議に付した案件

### （1）所管事務調査

東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること

午前 9時29分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成25年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 所管事務調査 東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること、本件を議題に供します。

教育委員会から、資料として、いじめの実態把握のための緊急調査の結果及びいじめ防止のためのシンポジウムアンケートの集計結果が提出されておりますので、その説明を求めます。

○学校教育部参事（石井卓之君） それではお手元に配付いたしましたいじめの実態把握のための緊急調査の結果についてをごらんください。

第1回は7月に東京都教育委員会が実施したのものとして数値を載せさせていただきました。まず小学校においていじめと認知した件数が31件、中学校4件、合計35件でございます。また疑いがあると思われる件数は小学校64件、中学校12件、計76件ございました。続きまして12月に実施をいたしましたいじめの早期発見・早期対応アンケート、これは東大和市教育委員会が独自に実施したものでございます。小学校で認知した件数が25件、中学校で25件、合計50件、疑いがあると思われる件数は小学校で56件、中学校で36件、合計92件ございました。

それからもう一点資料を配付させていただきました。11月24日に行われまいじめ防止のためのシンポジウムのアンケート集計結果でございます。参加数は202名、うちアンケート回収数が62枚となっております。5番のところに主な意見・感想を載せさせていただきました。詳しくはお読みいただければわかると思いますが、おおむね前向きな御意見をいただいたところでございます。特にやはり講師の発言も受けたところなんでございますが、いじめるほうが100パーセント悪い、それを見て見ぬふりをするのではなく勇気を持っていじめられている子を助けられるような教育が大事だと思った、このような意見を多数いただいているところでございます。また引き続きこのようなシンポジウムを1回で終わらせることなく継続的に取り組みを行ってほしいという御要望も多数いただきました。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（中間建二君） それでは、初めに実態把握のための緊急調査の結果について御説明をいただきましたけれども、それぞれいじめと認知した件数また疑いがあると思われる件数ということで上がっておりますが、これまでの御説明の中でもいじめが認知された場合の対応として、当事者からの聴取はもちろんですが、学校現場としてもチームとして取り組んでいくというような御説明が何度かありましたけれども、これまでの調査の中で認知した件数、また疑いがあると思われる件数に対しての具体的な現場での対応の状況について改めて御説明をいただきたいと思っております。

○学校教育部参事（石井卓之君） 認知または疑いのある件数につきましては、まず基本的には小学校では担任教諭がその児童を呼んで直接話を聞いていることがございます。また周りの子供たちにもそのときの様子を聞きながらいじめがどういう状態で起こっているのか、またその回数等を把握しながら、そのいじている子供または複数である場合は、複数の子供たちをほかの教員が聞き取って合わせて事実関係を明確にした上で指導をしているところでございます。また今回保護者からいじめがあるのではないかという意見をいただいたもの

に関しましてもしきちんと精査をしながら子供に聞き取っているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） なかなかこのいじめの実態を把握した場合に対処していくのに、その対処をとっていることでいじめがなくなったという判断ができる場合と、それから何て言うんでしょう、継続して見えないところで起こっているのではないかという疑いというか、そういう注意も持っていかなければいけないかと思うのですけれども、そのあたりがこの何て言うんでしょう、件数は確認した、また疑い、早期的に対応するために疑いがある件数についても認知をすることは当然大事なんですけれども、確認をして注意をしたからそれでストップ、直ちになくなるというものでもないかとは思いますが、そのあたりの継続した取り組みというか、一つの個人だとか一つの事案に対する調査なり取り組みなりというものが、継続的に行われるような仕組みなり確認がどこまで現場でとれているのかということについて再度伺いたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 実は9月から継続してまだ引き続きいじめが続いているという件数が小学校では3件、中学校ではゼロ件という形になっております。今回のこの調査の大きな効果といたしましては、やはりまず学校が全体で誰が引き続きいじめられているのか、それを全教職員が把握したことが一つあると思います。今まで担任任せになっていたものが、組織としていじめはいけないのだということをおっしゃったということ。それから調査をかけることによって子供たちまた保護者が改めていじめの根絶に目を向けだしている。ただ単に学校だけでなくいろんなところからやはりいじめはいけないんだという機運が醸成されてきたことが大きなきっかけだと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 認知件数に対しての取り組みの中で、いま継続していじめの実態があるものについては相当数減っているということでございますので、現場の取り組みの一つの成果、効果かとは思いますが、いずれにしても継続的な取り組みがやはりどうしても必要だと思いますので、その取り組みをお願いしたいと思います。

それから2点目の報告がありましたシンポジウムの件ですけれども、前回の説明また質疑の中でも参加者のもう少し保護者に来てもらえなかったのかとかですね、いろんな御意見がありましたけれども、大変にシンポジウムそのものはすばらしい成果があったものだと思うんですが、シンポジウムの内容は非常に良かったのだけれども、それを本来意識を持ってもらいたい保護者や子供たちに、そのシンポジウムのあの場所だけではなく伝わりなかったということもあろうかと思うんですけれども、このあたりについての今後の考え方というか、シンポジウムを継続してやっていくのか、それともこのシンポジウムの内容等をいろんな形で保護者や子供たちに周知していただけるような方法、方策等を検討されているのか、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） ありがとうございます。

シンポジウム、確かにあの場ではいい評価をいただきましたが、単発で終わってはいけないことだと考えております。特に連合生徒会、私も改めて中学生の力がすばらしいなと思いました。次年度も引き続き連合生徒会のほうにはいじめについての検討を、年間を通してお願いをしていく、それをもってやはり子供の力で、要するに各学校へ戻っていじめの根絶に努力をする、そういうことが一つあると思います。それからもう一つ、管理職の参加がありましたので、あの内容については各校長が学校へ戻りましてこういうことが行われていると、皆さんもぜひともこういうことに気をつけて生活をしてほしいということは繰り返し伝えているところで

ございますので、また連合生徒会ほどではないんですが小学校でも児童会がございますので、そんな形でまた学校のほうも子供の力もやはり必要ですので、そこから進めていきたいと考えております。それからシンポジウムにつきましては、どのような形になるかはまだ具体的に上がってないところではございますが、何らかの形でやはり子供たちにも続けていけるような形で考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） シンポジウムもぜひ継続してもらいたいのですけれども、この前回の内容を全ての議事録というわけにはいかないかと思うのですが、内容のポイントだとか要約だとかみたいなのを、チラシだとかパンフレットだとか冊子みたいなものにして、子供たちや保護者の目に触れるようなところまでは検討されていないのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今回のシンポジウムのまとめにつきましては今現在ホームページにもアップをしたところがございます。ただその中での細かい内容というところまでは、まだいっておりませんので、またそのことも踏まえて学校への周知は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） いじめの実態把握のための緊急調査の結果についてお尋ねしたいんですけれども、7月に東京都教育委員会が実施した結果と12月に当市の教育委員会で実施した結果の数字を見比べたところ、小学校のところは、この数字を真っすぐ受けとめると、いじめの件数は多少減ったのかなというふうに見られると思うんですけれども、中学校が7月の時点で例えば設問1の場合は4件というところが12月の時点でプラス21件の25件、同じく設問2は7月が中学校は12件、12月、5カ月後はプラス24件の36件という結果になっているんですけれども、この数字は中学校の中で、例えば7月の時点でいじめというものを認識する意識というか、レベルというか、それと12月の時点では何かしらの学校内であったり教育委員会の指導でいじめというふうに見られるか、認知をする基準が何か変わったからこういう形になったのか、認識は同じ中で純粋に数字が上がったのか、そこら辺について御説明いただきたいことと、あとこの数字から見たところで教育委員会ではどのようにこの数字の結果を検討というか、この数字の裏にあるところをどのように調査されているのかを教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず中学校の件数の増加であります。これについては、やはりいじめということが中学生にも物すごく認識が高まったということがあると思います。

前回の調査ではあまりなかったことなんです。中学校でからかいとかそれから嫌がらせ、これもいじめだということで上がってきたのが数多くあります。前回の調査では、実はこれはほとんど出てきていなかった。ですから子供たちがいじめの認識を、本当に自分が嫌だと思っただけでいじめであるということを中学生も改めて認識したということが非常に大きかった。この件数の増加はとてすばらしいと言っただけなんです。子供自身にとってはいいことだったと認識しております。また先ほどの中でもお話をいたしました。今までは単に担任がいじめかどうかを見ていたものが保護者もまたは学年の先生もいろいろな目で見ている、やはりいじめであると認識した場合には、その疑いも認知も両方とも入ってきますので、とにかくみんながいじめをしっかりと見るようになった結果、増加だと思っております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） これ児童がアンケートに、中学校の場合は生徒がアンケートに答えている結果で、今教育委員会のほうで要するに今まではいじめというふうには受け取ってなかった事例も、子供たちの中でこれはいじめだというふうには認識するようになった結果で、変な言い方ですけども数字が上がったことはよかった

という感想なのですが、逆に言うと今まで顕在化していなかったというか、埋もれていたいじめが表に出てきたというふうにも受け取れると思うのですが、先ほどの中間委員の質問に対しての回答で、9月から継続しているもので中学校も小学校も何件か件数が減ったという御回答があったと思うんですが、12月のアンケートの結果を受けて、これから対応しなければならぬ顕在化したいじめというものが実数の中でふえているということで、これに対して、主にこの結果から言うと中学校の組織的にいじめに取り組むようになったというお話の具体的な、この件数がふえたということは対応するものが急激にふえたということだと私は認識していますので、これをどのような形で対応というか、やめさせるような実際の取り組みというものがスタートしているのであれば教えていただきたいんですけども。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 学校としましては、やはり校長がまず危機感を非常に持つようになっております。校長が例えば職員朝会とかそれから校長講話というのも生徒に対しても行いますが、常にそういう危機感を持ちながらやっているということがまず未然防止につながってきていると思います。それからここに出てきている件数については、今まではある特定のそれを認知した担任なり部活動指導者、担当者が対応していたんですが、今は組織で必ずきちんと今誰がいじめられているか、そしてその状況がどう変わったか、解決しているのか、まだ継続しているのか、それを今回指導主事が全部この調査を、学校を回って一つ一つこれどうですかねという話をしたときに管理職が答えられるようになりました。ということは組織として認知をして取り組んでいるということでございますので、一つ一つ丁寧に今解決をしているところでございます。

以上です。

○**委員（和地仁美君）** ずっと回答の中で組織として取り組むようになったというお話が何回か出ています。特にまた校長先生の危機感が上がったというふうにも今お話もありましたけれども、例えば組織で取り組むというのは、その担任以外の先生もその対象となっているいじめている子、いじめられている子とお話しをしたりして解決をするというようなイメージは伝わってくるのですけれども、組織としてというのは例えば何でしょう、週に1回なりか月に1回なりか、それをテーマとして職員会議などを持たれてちゃんと対応しているのかどうなのかという、その具体的な組織としての動きが今ひとつわからないんですけども、そこら辺学校ごとにやり方は違うのかもかもしれませんが、教育委員会で把握しているその組織としての取り組みとしての具体例をちょっと御説明いただきたいと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 例えば小学校は生活指導朝会というのか、生活指導研修会でもいいのですが、そういうものがありまして、そこに実際ここで出てきていたいじめられている子は、こういう事情でこうなっていて今こういう手だてをして解決しましたとか、まだこういう手だてを続けています、ぜひとも皆さん、担任だけでは見切れないので休み時間とか声をかけていただきたいとか、そういう形で、全体でとにかく見ていくということがあります。また中学校も同じで、その担任の教諭だけではなくて部活動もしかり、それから学年全体でやはり教科で動きますので、そういうときにも気にして見ていて声をかけて、どうだい大丈夫かいとか、そういった形で組織化をしているところでございます。

以上です。

○**委員長（中村庄一郎君）** ほかにございますか。

○**委員（東口正美君）** 済みません。今いろいろ御説明を伺ってわかったところなのですけども、単純にいじめがあるからなに変わるというのは、何と言うのかな、線があるようでないものではないかというふうにも思っておりまして、顕在化しないところでいろんな深刻な問題になるということを見ると、数字をただあるか

らないにするというのは非常に難しいのではないかと考えておまして、それがこの25という数字から3とかゼロとかいう数字になっていくというのは、なかなかイメージがつくようでつかないのですけれども、もちろんその声かけをすることによって、いじめている側がこういうこともいじめられているって感じるんだということで皆さんの認識が変わったということで、そういう行為に気をつけるようになったということだと思うんですけれども、この短い時間の中にあるからなにも変わっていくというところを、どのように判断されているのかというのをもう少し具体的に教えていただければと思うのですけれども。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** まずは相手方が言っている言葉が実は言われている側が非常に傷ついているという場合がございます。からかいというのはそこなのですが、本人同士の話を聞くと、私はあなたからこう言われたのが嫌だったと、言っているほうはそんなつもりはなかったと、それを一つ一つすり合わせて解決へ導くということで、このからかいとかそれから嫌なことを言われるという件数はだんだん減っていくということがございます。

以上でございます。

○**委員（東口正美君）** そこで当事者同士がお互い納得したということで、この件は解決したというふうに認識を学校ではしているということですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** この件の数字って難しいんですが、実はこの件について子供がいじめられていると挙げてきたことに関しては、そういう形で解決ができるのですが、ただそれで終わったわけではなく、繰り返し起こる場合もありますし、やっぱりそこに対してそういう傾向があるのであれば、やはり一人一人の教員もそうですし、学校としてもとにかくそこに細かく目を向けていく、未然防止を図る、あとは大きなところで本当に未然防止にかかってくるのですが、あくまでも件数は件数でしかない、ただしそこに起こり得るんだということを学校全体で見つめていくことが大事で、そのためにみんなで何をしようかと。そこで学校の力で解決を図ることが、実は単なるアンケートではなくて、それをきっかけに、もちろん重篤なものはすぐに対応ですが、そうでないものに関してもやはりそこへ対応していくことが重要かなと考えております。

以上です。

○**委員（尾崎利一君）** 今東口委員のほうからもありましたけれども、一つは、いじめがなかなかつかまればらい状況も報道など見ていると、いじめているほうもいじめられているほうも認めないとか、それからかなり陰湿で表から見えないとかいう事例もあるようですので、そういう意味ではわかった、もしくはその疑いがあるというふうにつかまれたものというのは、場合によってはかなり深刻になっているということも十分に考えられると思うんですね。そういう点でそういう認識での対応が必要になってくるというふうに思いますけれども、その点での認識についてが1点と。それからもう一つは、私、学校の先生とちょっとお話したときに、私の子供はいじめられてないかしらって心配されるんだけれども、いじめられている人よりもいじめている側とか、それを見て見ぬふりをしている側のほうが多いわけで、自分の子供がいじめている側やそれを見て見ぬふりをしている側になっていないかということをお心配するほうが実は現実的なんじゃないかという話を聞いたこともあるんです。

ですからそういう意味で東口委員が言われたような一朝一夕では解決しないということがあると思うんですね。そことも関連するんですけども、そういうことも含めてその教育委員会としていじめの原因とか温床とか、そこら辺をどういうふうに認識されて対応されているのか。これは学校だけの問題じゃないと思うんですね。社会全体がぎすぎすして競争社会になっていてという問題とか、全体としての格差と貧困が広がっているという

状況の中で、家庭が崩れていくとか地域社会が崩れていくというようなことも含めてあると思うんですけども、そこら辺の原因を総括的にどう考えているのかということと、それと関係してこれは学校現場だけで、いじめが発生したときに学校が直ちに解決しなくちゃいけないということで対応するのは当然なわけですけども、社会全体やそれから市民、行政、市なども含めて、どういう支援を教育委員会として望まれるのか、そこら辺についてもちょっと伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** いじめも体罰もそうですけれども、いずれにしても私たちが必要なものは人権に係る部分だと思うんですね。ですから人権を尊重するんだということについて1年生のころから段階に合わせて徹底的に指導していくということは大事だとは思いますが。そのためにはやはりたくさんの、友達だけではなくて大人とかかわりながら、そして大人が身をもってその人権の意味を伝えていくということが大事だと思います。

学校の一番の弱点は何かと言うと、大学を卒業して学校に入ってきて、そして学校の社会の中は職場の同僚と子供という、そういう関係でしかないですね。ですから一般社会において許されないものはこういうことなんだということをしっかりと教えていくという、そういう部分については若干やっぱり気になるところがあるんですね。ですから学校を今まで以上に地域、それから社会に開いて、そして一般社会の人たちと一緒に子供たちの教育を進めていくことが最も大事だろうというふうに思っております。学校は古い歴史の中で学校だけという、そういう社会がずっと継続してきていますから、それを開くということについては幾ら言ってもなかなか開かれないというのが現実であります。ただ、今は随分意識も変わってきて学校だけでは教育は成り立たないというような、そういうふうな感覚にもなってきていますので、教育委員会としては教員の研修も積極的にいろんなところに出ていって研修をするという、そういうような機会を持ちながら、あるいは社会から学校に来ていただいて教育に直接かかわってもらふ機会をふやしていただくか、そんなことをしながら人権にかかわる教育を確実に進めていきたいというふうに思っているところであります。そういった意味で地域、保護者の方の協力をこれから積極的に仰いでいきたいと、求めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** 先ほど組織として対応していくというお話があったんですけども、いじめについて対応していくのが先ほどの話だと個別に事例ごとについていうお話だったと思うんですけども、私はこのいじめ防止のためのシンポジウムを聞いたときに、いじめの仕組みというものがすごくすっきりわかって、そういうことがもっと子供自身に伝わっていれば子供自身もやっぱり考える力があり、そこで防止になっていくんじゃないかというふうに思っています。先ほど連合生徒会のお話があって子供の力でというお話もあったと思いますけれども、例えばいじめについてもっと学校全体とかで考える機会のようなものとか、あとは授業でそういったことを考えていくっていうような、今の人権の教育とかもそうだと思うんですけども、そういった全体としての取り組みっていうか、そういうことはどのようにお考えになっているか教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 先ほどお答えしたのが、このいじめのケースの一件一件についての解決というお話をさせていただいたものですから、今お話をいただいたように例えば校長は、全体講話、月曜朝会や何かでいじめの問題を大きく投げかけます。今こういうことがあってこういうことでみんなが苦しんでいると、またはこういうことには気をつけなければいけない、それを受けて教室へ帰った後、各担任が校長の話を発達段階に合わせて、じゃみんないじめについて考えてみよう、それについてきょういろいろ考えたことを書いてごらんなんていうことも実際現場では行われております。またはその時期を捉えて道徳でいじめに関する資料

に当たって、それを実際子供たちに道徳の時間を通して、もうとにかくいじめも人権教育ですので全ての全教育活動を通さなければできないことですので、学校で必ず全体を通して行っていくところでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 2点お聞かせいただきたいんですけど、一点ちょっと私ちゃんと把握してなくて申しわけないんですけど、このアンケートというのは無記名でやっているんですか、記名——記名でやっているっていう前提ですと、その7月にやった時点の発生したところが12月にどうなっているかというのは追えるわけですよ、7月時点で例えばいじめがあった、いじめられているとかいじめを見たことがあるという、いじめのあるという前提で答えられたアンケートが、例えば12月の段階でそれが無いっていうふうに回答した場合、それは例えば学校側というか教師側のほうでは、こういう経路でこういう経緯で解決したなって把握——ほとんどされているのか、それとも本当に解決してないって答え、7月ではあるって言ったけど12月では無いって答えているんだったらいいんですけども、例えば言いづらくなったり状況が変わって、無いって答えている場合があるかもしれないので、そういうところは学校側では一件一件というか、あると言ったものをこう時系列でちゃんとこう各案件で追えているのかどうかということが一点と、組織としてということで学校内ではやられているというのはいろいろな例を教えてくださいなんですけれども、先ほど尾崎委員のほうからも家庭、地域というところも大きなかわりを持ってという話の事例もありましたが、例えばいじめを解決していく中で、いじめられている子はこちらのシンポジウムでも、家族が一番最初の一歩の相談相手と言っているんですけども、いじめをしてしまった子供に対しての、家族はそれを認識したりとかで家庭の中でそれを責めるってことではないと思うんですけども、ちゃんと家庭の中でもそういう話をしたり、いけないよっていうような形で引き継がれているのか、どうしてもいじめられている側のほうに注目しがちなんですけども、いじめをしてしまった御家庭や御両親の方というか、保護者の方がそれを把握して学校と連携して対応できているのかどうか、そこについても教えてくださいませんか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今回のケース基本は記名でお願いをしていますが、どうしても書きたくない場合は書かなくてもいいというただし書きを入れております。それで先ほど、例えば3件につきましては把握をしているところでずっと対応していますが、御質問にあったように7月でいじめがあったと、ところが12月にはそれが消えている、それについてはまずきちんとそれを把握している担任が確認をして、これは確かに今の時点では解決しているなっていう認識のもとにそれを解決というふうにしています。もしそうでなければ、担任がいやまだあるなというときは担任が丸をつけますので、いじめのまだ形態があると。担任と本人と友達と保護者、この4つが、マルがついてこなければ解決という形になっておりますので。

それから家庭、地域なのですが、やはりいじめに関しましては把握をした段階で、もちろん重篤なものであれば保護者の方にも、こういういじめがあるということは保護者会とか、そのほかいろんな機会を捉えてお話をして、学校と一緒に解決をしていきたいと思います。これはきちんとやっているところでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 保護者会などでお話をすることは重要だと思うんですけども、それは何と言った方がいいのか、一般論と言っちゃなんですけれども、本当に当事者となっている御家庭が、どれぐらいの重篤かげんで保護者にまで連絡をするのかどうかっていうことが、ある一定のことで決められていて、保護者会で皆さんの前で言うんじゃないなくて、例えばうちの子がいじめられていますというのはいじめられている保護者のほうが個別にこうにあると思うのですけれども、うちの子がいじめてしまっているということを保護者が知ら



ないで、家庭での会話やいろいろな指導の中で学校と協力できないということになってしまうと、早期解決に役立たなかったりとか、親が知らないでいるというような形になってしまうことがいいこととは私は思わないので、その保護者会で全体で今こういうことが起こっていますよと言うことはもちろん大事なんですけれども、当事者となってしまっている保護者には、どのタイミングとか、どういう時点で一緒に協力して解決していかうというふうに学校側から連絡をするのかというのは、何かルールというか基準というか、そういうのはあるんですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** ルールというのはなかなか難しいところです。一件一件やはり状況が違いますので、学校ではもちろん校長が最終的にはこの件についてはぜひとも保護者の方に連絡をして学校と一緒に歩調でやはり解決をしていなければだめなので、そういう場合には情報をきちんと保護者の方へ伝えて、学校としてはこういうことをしていきます、ぜひとも御家庭では叱るだけではなくて、やはり褒めて、きょうはこれできたね、やはり褒められないからいろんなところで自信をなくすという悪循環が始まりますので、そういう手だてをとりながら一件一件、ちょっと基本のルールってないんですが、やはりそここのところは対応しているところでございます。

以上です。

○**委員（実川圭子君）** いじめはもう絶対なくしたほうがいいのは当たり前なんですけれども、いじめっていうのはそのいじめるということがなくなったとしても感情の問題とかも入ってくるので、なかなかその表面がなくなったように見えても、なかなか奥が深い問題だと私は思っているんですけども、それがまたいじめられる側よりも、やっぱりいじめられる側の側に何か心の問題があったりということが隠れていると思うんですね。それでシンポジウムするときにも、子供たちの発言の中に家庭のストレスが原因だみたいなことがあったんですけども、そういった子供の現象だけじゃなくて気持ちに対してのフォローというか、そういうカウンセリング的なものになってくると思うんですけども、そういった対応というのは、現在は担任を含め学校の中の方で行っているのか、ちょっとそのあたりどのようにしていくのかお考えをお聞かせください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今御指摘のとおりのが非常に問題だと思っています。

学校だけではなかなか解決ができない、心の奥底の問題というはかなり子供たち抱えている現状がございませう。ただ本市におきましては、都のスクールカウンセラーそれから市のスクールカウンセラーを学校に配置しております。また教育相談室で保護者の方の相談または直接子供の相談、そういった形で臨床心理の面からもサポートをしていくということで、学校だけではなくそういった専門機関の力もかりながら子供たちの心の問題に寄り添おうと考えております。

以上です。

○**委員（実川圭子君）** また来年度から東京都のスクールカウンセラーの補助なども変わるような話をちょっと私聞いているのですが、それのほかに先日ちょっとスクールソーシャルワーカーという方のお話を聞かせていただいたのですが、スクールソーシャルワーカーについてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** スクールソーシャルワーカーはやはり家庭に寄り添い、本当に我々学校サイドができない面での非常に重要な役割を果たす機関であると思っています。ただ一面なかなかスクールソーシャルワーカーのなり手がいないという、ニーズはあるんですがなっただけの方が少ないというのも今都の大きな課題だと聞いております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 一つは先ほどちょっと答弁の中で明確な形で触れられていないので伺いますけど、なかなか子供の命を守るということでもありますので、本当に最優先で取り組まなくてはいけない課題だと思うんですね。しかし日常の教育だけでもなかなか大変だということも、もう一方であるので、今のスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとかいう活用も含めて、いろいろ考えなくちゃいけないと思うんですが、そこら辺の子供の命を守っていくという点で最優先にしくちゃいけない課題だっていう点からいって、体制の問題や仕組みの問題でここを強める必要があるんじゃないかと、こういう体制を強化すべきなんではないかっていうような課題ですね。そこら辺についてお考えがあれば伺いたいのが一つと、それからもう一つ先ほど教育長の御答弁の中でもあったのですけれども、いわゆる子供同士のいじめというだけではなくてパワーハラスメントとか体罰の問題とか、今テレビでも大きな問題になっていますけれども、この体罰の問題についての教育委員会の認識とそれから現状、対応などについてもお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず体制や仕組みで一番我々、教育委員会または学校が困っていることは、学校内でやれることは今かなり力を入れて頑張ってきているんですが、なかなか御家庭の問題が解決できてこないというのが非常に今悩ましいところでございます。学校では指導していますが、なかなか家庭に戻ったとき、その後やはり家庭で十分満足できないとか、本当に衣食住がなかなか苦しい状況があつて学校へ来るとやはり心が荒れてしまうというようなこともございますので、そのところが非常に今悩ましいところでございます。

それから体罰等に関しましてはやはり人権教育、先ほど教育長からも答弁されていましたが、ここが重要だと思っています。すべての根幹、いじめの根絶も体罰の根絶もやはり人権教育、いじめに関しましては子供側から入っていく、体罰に関しましてはやはり教員側から入っていくかなければいけないなと思っております。本市におきましては次年度、人権教育の研修会、これを必ず悉皆で教員に関しては受けさせるという形で対応していきたいと考えております。

体罰の現状と課題ということですが、現状としましては平成24年度本日現在では体罰に関しましては2件、今現在市教委のほうでは把握しております。課題といたしましては、やはり体罰によらない、体罰は当然法律で禁じられている行為ですから。ただしやはり子供の指導の中で体罰をしなければいけないような状況で教師が追い込まれてやってしまう、それはやはり指導の敗北だと思っておりますので、体罰によらない指導をやはり今後も教員はしっかりと身につけていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○教育長（真如昌美君） 対応についてでありますけれども、確かに命にかかわる大変大きな問題ですし、体罰にしてもけがを負わせるというのは大きな問題であると思えます。やはり言えば最終的には校長の責任というのが非常に大きいと思えます、私は。人権についてもとにかく教員だけじゃないと思うんですね。学校で働いている職員全員が人権についての研修を受けなきゃいけないというふうに私は思っております。そういった中で学校には職層が最近非常にはっきりしていますので、その職層を校長がどれだけ活用できるか、生かすことができるかということが大事だと思うんですね。何でもかんでも職員会議を開けばいいっていうわけじゃないんですね。ですからその状況状況に合わせてそれぞれの主幹なり主任教諭なり教諭なりがいますから、それをいつどこでどのくらいの規模で集めて、そしてそれに対応する戦略を練って、そして速やかに、速やかにです、全職員にその対応の策を周知するという、それをやらなければならないというふうに思っております。

品川の事例を見ても新聞記事をずっと見ましたけども、さまざま課題があるというふうには思っていますけれども、やはり組織を効率よく、そしてそれぞれのポジションで責任を持たせながら役割分担を持って仕事を進めて、そして全職員が、また保護者も含めて、地域も含めて全職員が課題意識を持ってそれぞれの役割を果たしていくという、そういう仕組みをつくっていく必要があるかなというふうには思っております。

それとちょっと話がずれますけども、もう一つ大きな問題としては、いじめにしろ体罰にしろ学校では決して許されない、禁止なんだよと、なくさなくてはいけないんだよという、そういう認識になってきているんですが、社会に出るといろんな方いろんなことを考えていらっしゃるようで、必ずしも許されないというふうには思っていない節がまだあるんですね。愛のむちもそうですし、それからいじめも双方に問題点があるんだと、そういうふうな話をされて、やっとなつの方向に向かっていこうとするときに、またこう間口が広がっていくというような、そういう状況がありますから、学校と同じスタンスで、御意見はいろいろ聞きながら学校の取り組みを変えていく必要があるかなというふうには思っているところであります。シンポジウムの成果が大変よかったというふうにお声いただいておりますので、それも含めてさまざまな取り組みを進めていく中で、特に話し合った最後には誰がいつまでに何をするかという具体的な策まで、そこで決められるように会を進めていきたいなというふうには思っているところであります。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） 質疑ございますか。

○委員（和地仁美君） シンポジウムの際に、今回警察との連携とか協力の話を教育長のほうでされた、そういう締結までは言わないあれだと思いますけれども、協力体制についてお話をされたということなのですが、今現在警察の協力を仰ぐようなものというものはあるのかなのか、具体的にはお話できない部分もあるのかもわかりませんが、そういう体制をつくったということは何かそうすることが今あるのかどうか教えていただけますか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今までは学校がどちらかという二の足を踏んでいる部分がありましたので、今回警察と教育長のお話の中で早期に情報交換をして早期に対応をしていこうというのがあります。現在のところそこに至っている事例はございません。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございますか。

質疑がないようでしたら、続きまして本所管事務調査のまとめについてでございます。

本所管事務調査は平成24年第3回の本委員会で調査を行うことを決定し、委員会においては本日を含めて3回、また昨年11月の24日に開催されたいじめ防止のためのシンポジウムの視察を行うなど調査を行ってまいりました。現在の委員の任期は5月で満了となりますことから、来る第1回定例会におきまして本所管事務調査の報告を行いたいと考えております。つきましては次回、第1回定例会中の委員会におきまして調査報告書を議決していただくこととなりますので、それに先立ちまして、これまでの調査全般についての御意見等がありましたらここで御発言をお願いしたいと思います。

ございませんか。

ないようでしたら、それでは今までの質疑等を踏まえまして御意見等も踏まえまして、正副委員長において調査報告書（案）を作成いたしまして、次回の委員会で皆様にお示しいたしまして議決をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（中村庄一郎君） これをもちまして、平成25年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時18分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎